

陸運業に働く人々の安全と健康の確保をめざして

陸運事業者と荷主等事業者が共同宣言文書に調印 ～ 茨城県内では初の取組～

筑西労働基準監督署（署長 今村とみ子）では、陸上貨物運送業（以下、「陸運業」という。）で働く労働者の安全と健康の確保対策を推進しており、労働災害の防止のために陸運事業者と荷主・配送先（以下、「荷主等」という。）事業者が共同で取り組むことを進めてきました。

このたび、陸運事業者と荷主等事業者を代表して、社団法人筑西労働基準協会（会長 清水 光一）と陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会（分会長 小林 幹愛）が災害の防止について共同、協力して取り組むことに合意し、下記のとおり共同宣言文書に調印しました。

陸運業における死傷災害は、7割が荷役作業において発生し、そのうち、墜落・転落災害が3割強を占めています。この多くは、荷主等の事業場構内で発生しており、これらの災害を減少させるためには、安全衛生教育の積極的な実施等を通じて、より安全な作業方法の徹底を図るなど、陸運事業者が自ら安全衛生管理の促進を図るとともに、荷主等の協力も必要不可欠です。

今般の共同宣言の調印は、茨城県内では初めて実施するものであり、社団法人筑西労働基準協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会及び筑西労働基準監督署では、共同宣言の内容の早期実現を目指し取り組んでいくこととしています。

「共同宣言調印式」

実施日

平成23年8月24日（水）午前10時より

場 所

筑西労働基準監督署 1階会議室（筑西市下中山581-2）

出席者

社団法人筑西労働基準協会 会長 清水 光一

陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会 分会長 小林 幹愛

筑西労働基準監督署 署長 今村 とみ子 ほか



写真は、共同宣言の調印を終え、握手を交わす清水会長と小林分会長（左から）。中央は今村署長。